黒部市公告第79号

条件付き一般競争入札について

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）の規定により、次のとおり公告する。

令和８年11月16日

黒部市長　上　坂　展　弘

１　入札に付する事項

番　　号	2026000960号
件　　名	セミセルフレジ購入
基　本　要　件	契約は備品購入契約を締結する
物品の規格等	仕様書のとおり
納入・設定完了期間	令和９年１月29日（金）まで
納　入　場　所	黒部市役所　税務課
納　入　条　件	仕様書のとおり
そ　の　他	・入札金額が予定価格の範囲内であり、かつ、最低価格である事業者を落札者とする。 ・入札金額は（税抜き）とする。

２　入札及び契約の条件等

項　目	内　容
入札を担当する課	黒部市役所 総務管理部 税務課
入　札　の　方　法	持参又は郵送
入札（開札）日時	令和８年11月30日(月) 午前10時00分
入札（開札）場所	黒部市役所　総務管理部 税務課
入　札　説　明　会	行わない
質問等の受付期限	令和８年11月25日（水）午後５時15分
入札参加申込受付期間	令和８年11月16日（月）～ 令和８年11月24日（火）午後５時15分

入札書の到着期限	令和８年11月27日（金）必着
予定価格	事後公表
入札保証金	免除
契約保証金	免除
請負金額支払方法	前金払　無　　部分払　無
契約の締結の日	落札者決定の日から５日以内 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
入札の回数	再度入札を含め入札は２回まで

3　入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は次の要件を満たしていること。

(1)　令和７・８年度黒部市入札参加資格者名簿において、参加資格業種に情報処理で登録されている者。

(2)　富山県内に本店、営業所を有する者であること。

(3)　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

(4)　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5)　入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の確認の申請期限日から落札決定までの期間に、黒部市から黒部市入札参加資格者の指名停止等の措置に関する規定（平成18年黒部市訓令66号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者でないこと。

4　仕様書の閲覧、質問等

(1)　仕様書の閲覧

黒部市ホームページ上で掲載、財政課にて公開

(2)　仕様書に関する質問

仕様書に関する質問は、質問内容を記載した質問書を次に掲げる受付期間内に電子メールにより提出すること。（質問書の提出は持参も可とする。）

ア　受付期限　令和８年11月25日（水）午後５時15分

イ　提出場所　黒部市役所総務管理部税務課

電子メール：zeimu@city.kurobe.lg.jp

電話番号：0765-54-2119

(3)　回答方法

質問に対する回答は、令和８年11月26日（木）までの間に、市ホームページに

随時掲載することにより行う。

5　一般競争入札参加資格確認申請書の提出

入札に参加を希望する者は、次に掲げる申請書類を１部提出しなければならない。

(1)　受付期限　令和８年11月16日（月）から令和８年11月24日（火）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2)　受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで

(3)　申請書類　・条件付き一般競争入札参加資格審査申請書
・同種又は類似業務の履行実績調書、業務実施体制表、業務責任者の経歴又は類似業務への従事実績、処理方法の概要、工程表及び情報管理体制を確認できる資料

(4)　申請書類の入手方法

黒部市ホームページの設計図書縦覧用ページ

（https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=1286）**からダウンロードし必要事項を記入すること。**

(5)　提出場所及び問合せ先
黒部市三日市1301番地　黒部市役所総務管理部税務課
納税係（電話0765-54-2119）

(6)　提出方法
持参又は郵送

6　入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、申請書等の提出後随時に行うものとし、入札参加資格の確認の結果、入札参加資格が無いと判断した場合は、申請書等を提出した翌日までに通知する。

7　入札書記載金額

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8　入札の辞退

入札を辞退しようとする者は、第２項に掲げる入札（開札）日時の前々日（その日が市の休日（黒部市の休日を定める条例（平成18年黒部市条例第２号）第１条第１項に規定する休日をいう。）に当たる場合にあってはその直前の市の休日でない日）の午後５時15分までに辞退届を黒部市役所総務管理部税務課資産税係に提出すること。

9　入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1)　虚偽の申請により入札参加資格を得た入札

(2)．第５項に規定する入札参加資格確認申請をしなかった入札

(3)　第６項による通知において入札参加資格が無いと認められた入札

(4)　その他黒部市競争入札心得（平成18年黒部市訓令第38号）第６条各号のいずれかに該当する入札

10　落札者の決定方法

黒部市契約規則第28条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

11　その他

(1)　入札参加資格申請書その他入札に参加するに当たり、提出を求める書類の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

(2)　提出された申請書等は、当該入札以外の目的には使用しない。

(3)　提出された申請書等は、返却しない。

(4)　提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

(5)　本入札は、公告記載事項のほか、黒部市契約規則及び黒部市競争入札心得の定めるところにより実施する。

(6)　その他不明な点については、黒部市役所総務管理部税務課納税係（電話0765-54-2119）に問い合わせること。